

都道府県・ 政令指定都市名	05 横浜市	時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)
------------------	--------	----------------------------

**問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織**

局 部 課 ( 室 ) 名	政策経営局男女共同参画推進課		
担 当 職 員 数	9 人	(専任 9 人、兼任 0 人)	

**問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)**

名 称	横浜市男女共同参画推進会議		
設 置 年 月 日 ( 西暦 ) ・ 根 拠	1983年12月24日 根拠: 横浜市男女共同参画推進会議規程		
長 の 役 職	市長		

**問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等**

諮 問 機 關、懇 談 会 等 の 名 称	横浜市男女共同参画審議会		
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2001年6月1日		
構 成 員	13 人	(女性 7 人、男性 6 人)	

**問4 男女共同参画に関する計画**

計 画 期 間 ( 西暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月		
名 称	第5次横浜市男女共同参画行動計画		
改定・見直しの予定期期	2026年4月		
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		未定の場合	

**問5 男女共同参画に関する条例**

有の場合	名 称	横浜市男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年4月1日	
	施 行 日(西暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2012年4月1日	
	改 正 内 容	本市附属機関の見直しに伴う一部改訂	
	改正が予定されている場合、改正予定期期(西暦):	年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

**問6 審議会等委員への女性の登用**

調査時点コード	1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで %		女性割合40%未満の附属機関数30機関(3人以下の附属機関除く)			
根 拠	第5次横浜市男女共同参画行動計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 217 )うち女性委員を含む審議会等数( 216 )			
	延総委員等数( 2,739 )	延女性委員等数( 1,168 )	女性比率( 42.6 )			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 217 )うち女性委員を含む審議会等数( 216 )			
	延総委員等数( 2,739 )	延女性委員等数( 1,168 )	女性比率( 42.6 )			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 22 )うち女性委員を含む審議会等数( 22 )			
	延総委員等数( 1,282 )	延女性委員等数( 486 )	女性比率( 37.9 )			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 )			
	延総委員等数( 139 )	延女性委員等数( 20 )	女性比率( 14.4 )			
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月現在 )			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	2			
そ の 他	横浜版クオータ制における行動計画書及び女性委員割合減少に伴う理由書の作成					

**問7 女性公務員の採用・登用状況**

**問7-1 管理職の在職状況**

	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G) (B)=(D+F+H)	調査時点コード			1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		女性 管理 職 の 内 訳				
		うち女性 管理職数 (人) (C)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職 (人) (C)	うち女性 数(D) (C)	女性 比率(%) (E)	次長相当職 (人) (E)	うち女性 数(F) (E)	女性 比率(%) (F)	課長相当職 (人) (G)	うち女性 数(H) (G)	女性 比率(%) (H)	
本庁	計	1,166	224	19.2	339	59	17.4	0	0		827	165	20.0
	うち一般行政職	835	153	18.3	218	31	14.2	0	0		617	122	19.8
支庁・地方事務所等	計	509	127	25.0	126	30	23.8	0	0		383	97	25.3
	うち一般行政職	324	82	25.3	90	21	23.3	0	0		234	61	26.1
全体	計	1,675	351	21.0	465	89	19.1	0	0		1,210	262	21.7
	うち一般行政職	1,159	235	20.3	308	52	16.9	0	0		851	183	21.5
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	104	28	26.9	21	5	23.8	0	0		83	23	27.7

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	484	105	21.7	1,927	543	28.2
	うち一般行政職	342	72	21.1	1,357	358	26.4
支庁・地方事務所等	計	264	61	23.1	1,174	377	32.1
	うち一般行政職	164	42	25.6	660	248	37.6
全体	計	748	166	22.2	3,101	920	29.7
	うち一般行政職	506	114	22.5	2,017	606	30.0
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	24	4	16.7	258	88	34.1

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	63	13	20.6	92	20	21.7	93	29	31.2
	うち一般行政職	57	9	15.8	88	20	22.7	91	28	30.8
支庁・地方事務所等	計	40	17	42.5	34	9	26.5	59	27	45.8
	うち一般行政職	38	19	50.0	29	9	31.0	47	21	44.7
全体	計	103	30	29.1	126	29	23.0	152	56	36.8
	うち一般行政職	95	28	29.5	117	29	24.8	138	49	35.5
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	3	2	66.7	3	1	33.3	5	3	60.0

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○				○	◎			○	所属内申に基づき選考を実施
課長補佐相当職	○				○	◎			○	所属内申に基づき選考を実施
係長相当職	○	○	○	○	○	◎			○	【試験】筆記、面接、勤務実績等を基に選考を実施 【選考】所属内申のみで選考を実施

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,569	356	22.7
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	1,022	421	41.2
うち 上級	555	247	44.5
うち一般行政職	380	152	40.0
うち 上級	336	133	39.6
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、日頃職場で専ら使用する氏(通称)(以下「旧姓等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1)文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2)文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3)その他の実務上特段の支障が生じると認められる場合

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦) 2025年4月14日

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
81	13	16.0	61	5	8.2

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	男女共同参画センター横浜			愛称・通称	フォーラム	
設置年月日(西暦)	1988年9月10日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：244-0816 住 所：横浜市戸塚区上倉田町435-1 電話番号：045-862-5050 FAX番号：045-862-4671 ホームページ： <a href="https://www.women.city.yokohama.jp/y/">https://www.women.city.yokohama.jp/y/</a>					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	16 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	10 人	予算額	2025年度 372,502 千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕  ※ 実施しているもの：○	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項：自助グループ支援 ) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項：男女共同参画啓発週間企画、女性への暴力防止啓発キャンペーン、研修講師派遣 ) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項：女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア ) <input type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項：心とからだと生き方の総合相談、DV相談 ) <input type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項： ) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項：女性の居住支援勉強会 ) 7. 国際交流(主な事項： ) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項：図書資料・視聴覚資料等の収集、貸出 ) <input type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項：男女共同参画に関する人権侵害相談・申出 ) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項： )					

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画センター横浜南			愛称・通称	フォーラム南太田	
設置年月日	(西暦) 2005年4月1日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：232-0006 住 所：横浜市南区南太田1-7-20 電話番号：045-714-5911 FAX番号：045-714-5912 ホームページ： <a href="https://www.women.city.yokohama.jp/m/">https://www.women.city.yokohama.jp/m/</a>					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	4 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	4 人	予算額	2025年度 132,048 千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕  ※ 実施しているもの：○	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項：自助グループ支援 ) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項：男女共同参画啓発週間企画、女性への暴力防止啓発キャンペーン、研修講師派遣 ) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項：女性の就業支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援 ) <input type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項：心とからだと生き方の総合相談 ) <input type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項： ) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項： ) 7. 国際交流(主な事項： ) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項：図書資料・視聴覚資料等の貸出 ) 9. 苦情処理(主な事項： ) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項： )					

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	男女共同参画センター横浜北	愛称・通称	アートフォーラムあざみ野		
設置年月日	(西暦) 2005年10月29日	施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 225-0012 住所: 横浜市青葉区あざみ野南1-17-3 電話番号: 045-910-5700 FAX番号: 045-910-5755 ホームページ: <a href="https://www.women.city.yokohama.jp/a/">https://www.women.city.yokohama.jp/a/</a>				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 その他) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 その他)				)
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 6 人、 非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 4 人	予算額	2025年度	191,404	千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの: ○	○ 1. 連携・協働(主な事項: 自助グループ支援、市民ギャラリーあざみ野との協働事業 ○ 2. 広報啓発(主な事項: 男女共同参画啓発週間企画、女性への暴力防止啓発キャンペーン、研修講師派遣 ○ 3. 講座(主な事項: 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア ○ 4. 相談事業(主な事項: 心とからだと生き方の総合相談 ○ 5. 実態把握(主な事項: ○ 6. 調査研究(主な事項: 北京会議市民派遣団インタビューとパネル展示 ○ 7. 國際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料・視聴覚資料等の貸出 ○ 9. 苦情処理(主な事項: ○ 10. その他(主な事項:				)

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	基金・基本財産額	30,000	千円
設置年月日(西暦)	1987年10月1日	出資者	横浜市	

## 2つある場合

名 称		基金・基本財産額		千円
設置年月日(西暦)		出資者		

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
			会 員 数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの: ○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 ( 内容: )		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: ○

1. 担当者連絡会議の開催

2. 市区町村職員研修会の開催

3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催

4. 関係情報の収集提供

5. 審議会等女性登用の働きかけ

6. 補助金等の交付 ( 名称 : )

概要 :

7. その他 ( 内容 : )

}

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの: ○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 ( 内容: )

)

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	702,412	728,073	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.037 %	0.037 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の项目的設定		○
4	その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定(○の場合は(1)~(5)の該当项目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における项目的設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価项目的設定		○
(4)	プロポーザル方式における評価项目的設定		○
(5)	その他(内容):		

↓(具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の项目的設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定
			○	○
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤役員に占める女性割合に関する項目				
⑥管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩短時間正社員制度の導入				
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬その他				

#### 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		1	2
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3	役員に占める女性割合に関する項目	○	
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6	その他「登用促進等」に関する項目		
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9	短時間正社員制度の導入	○	
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
12	その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	よこはまグッドバランス企業認定(1、3、4、5、7、8、9、11、12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	

#### 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	横浜市女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

#### 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 男女共同参画に関する事業所調査、男女共同参画に関する市民意識調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1. 定期の場合 2. 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )	)

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①若い世代に向けた広報・啓発 ・ ②DV防止に向けた取組 ・ ③データDV防止事業 ・ ・	①若い世代に向けSNS等を活用した広報・啓発を実施します。 ②区役所や関係機関と連携を図り広報・啓発を行う、暴力防止キャンペー ンを実施します。 ③DVや虐待等、暴力の連鎖を断ち切るため、若年層に向けて、予防教 育、相談、被害・加害者プログラム、広報・啓発を連携させた「データDV防 止事業」を実施します。		
2. 表彰 ・ 男女共同参画貢献表彰 ・ ・	男女共同参画社会の形成に貢献した個人や団体を表彰し、その取組を広 く紹介します。		令和8年3月頃
3. 講座 ・ ①市役所における理解促進・ハラスメント防止研修 ・ ②女性デジタル人材育成事業 ・ ③市役所障害窓口に対するジェンダー研修 ・ ④男女ニーズの違いに配慮した防災研修 ・ ⑤女性の防災担い手研修 ・ ・	①男女共同参画推進者研修及びハラスメント相談員研修を実施します。  ②女性の経済的自立に向けて、IT関連スキルを身に付け、デジタル分野 での就労、所得向上に繋げます。  ③女性相談等の研修を実施します。  ④地域防災拠点の運営委員長等を対象として、男女共同参画の視点を取 り入れた防災研修を実施します。  ⑤地域防災拠点の運営に関わる女性を対象として、男女共同参画の視点 を取り入れた防災研修を実施します。	①男女共同参画推 進者研修50名、ハラ スメント相談員研修 276名  ②70名  ④150名  ⑤各回24名	①5月、6月  ②5月～3月  ④1月  ⑤9月、10月、11 月
4. 相談事業 ・ ・			
5. 情報収集・提供 ・ ・			
6. 苦情処理 ・ ・			
7. 交流促進 ・ ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画に関する調査 ・ ・	男女共同参画の現状を把握し、行動計画の進捗管理や、政策立案や事 業実施の参考資料とするために調査を実施します。令和7年度は「男女共 同参画に関する事業所調査」を実施します。	3,500	10月頃
11. その他 ・ ①男女共同参画行動計画次期計画策定 ・ ②男女共同参画センター運営 ・ ③公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会補助 ・ ・	①第5次男女共同参画行動計画が令和7年度で計画期間を満了するた め、次期行動計画を策定します。行動計画は、横浜市男女共同参画推進 条例に基づき、市長が横浜市男女共同参画審議会に諮問し、答申を受け て策定します。  ②指定管理者に対して、指定管理料を支出します。  ③横浜市において男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市 民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援することを 目的として公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会が事業を行つた めに必要な経費の一部を補助します。		①通年  ②通年  ③通年

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	横浜市会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	<p>1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。</p>	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	<p>1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。</p>	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	<p>1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。</p>	
規定名	横浜市会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出) 第67条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	<p>1. あり 2. なし 3. その他( )</p>	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	<p>1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
公務		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	<p>1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	<p>1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	
行っている取組 ※実施しているもの:○	<p>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )</p>	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</p>	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	<p>1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</p>	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	<p>1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>	
規則名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		
なし		

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1. 位置付けられた規定がある。	] )
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	横浜市防災計画
該当部分の規定	第4章 防災関係機関等が行うべき業務の大綱 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (10)横浜市男女共同参画センターの管理者 ア 男女共同参画の視点からの防災意識の普及啓発 イ 災害時における女性の心やからだ等の相談窓口の提供

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

**問21 災害対策本部への女性職員の配置状況**

本部員の総数 (本部長を含む)	32 人	うち女性数	3 人	女性比率	9.4 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

1. 実施している	] )
2. 実施していない	

**問23 男女共同参画センターの設置根拠**

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例	] )
2. 条例以外(要綱など)	

**問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。**

1. あり	] )
2. なし	

調査時点コード: 

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)( )

## 問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	63	11	17.5	
	市町村防災会議(委員のみ)	62	11	17.7	
2	民生委員推薦会	9	4	44.4	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	21	6	28.6	
4	地方社会福祉審議会	20	10	50.0	
5	土地利用審査会	7	3	42.9	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	7	28.0	
7	公害健康被害認定審査会	8	4	50.0	
8	地方港湾審議会	28	7	25.0	
9	土地区画整理審議会	37	5	13.5	
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	2	28.6	
12	市町村都市計画審議会	25	9	36.0	
13	介護認定審査会	757	315	41.6	
14	精神医療審査会	40	8	20.0	
15	市町村国民保護協議会	61	10	16.4	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
17	感染症診査協議会	24	14	58.3	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	112	56	50.0	
	20 児童福祉審議会	24	8	33.3	
	21 行政不服審査会	3	2	66.7	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		1,283	486	37.9	
女性委員0の審議会数		0			

## 問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	76	5	6.6	
3	人事委員会又は公平委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	農業委員会	31	1	3.2	
6	固定資産評価審査委員会	18	9	50.0	
合 計		139	20	14.4	
女性委員0の委員会数		1			